

—みんなの幸せは、差別のないあたたかなふれあいから—

# 10月募集申込なし住戸の再募集

## 中丹・丹後地域（綾部市・福知山市以北）

### 京都府府営住宅 募集案内書

今回の募集は令和6年10月募集において入居申込のなかった住戸の再募集です。  
郵送又は電子申請にて申し込んでください。

受付期間

令和6年12月6日（金）～12月13日（金）

#### 【郵送で申し込む】

京都府住宅供給公社ホームページから「府営住宅等入居申込書」、「申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書」を印刷し、記入したうえで 受付期間内（必着）に下記住所へ郵送。

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地の2（京都府庁西別館2階）

#### 【電子申請で申し込む】

下記URL〈京都府ホームページ「府営住宅空家募集情報」〉より申込。

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/r-bosyu.html>

※上記いずれの申込においても、申込者の現住所、氏名、同居親族の氏名、希望別団地番号、住宅困窮理由等必要事項に記入漏れや不備がある場合は受付できませんので、ご注意ください。

※申込資格には、いろいろな条件があります。この案内書をよくお読みのうえ、受付期間内に申込をしてください。

※今回の再募集で当選された方は令和7年2月募集には申し込めません。

※当選後に必要な書類についてはp. 8～10を参照してください。

#### 中丹・丹後地域の問合せ先・郵送

お問い合わせはお電話でお願いします。

電話番号：075-432-2018（平日：午前9時～12時及び午後1時～午後5時）

郵送申込の際は下記の住所を切り取り、封筒に貼って郵送してください。

（郵送料はご負担ください。）

〒602-8054

京都市上京区出水通油小路東入

丁字風呂町104番地の2（京都府庁西別館2階）

京都府住宅供給公社 住宅管理課

中丹・丹後地域 10月募集申込なし住戸の再募集 担当

京都府住宅供給公社ホームページも  
ご利用ください。

<https://kyoto-juko.jp/>



令和6年12月

# 目 次

|                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| ① 申込の手順.....                       | p. 1     |
| ② 再募集する住宅.....                     | p. 2     |
| 再募集住宅一覧.....                       | p. 3～3-1 |
| ③ 申込資格と申込方法.....                   | p. 4～15  |
| ①申込資格.....                         | p. 4～5   |
| ②申込時の注意点.....                      | p. 5     |
| ③郵送申込時の必要書類.....                   | p. 5     |
| ④申込書の書き方.....                      | p. 6     |
| ⑤申込書の記入例.....                      | p. 7     |
| ⑥当選後の必要書類.....                     | p. 8～10  |
| ⑦収入基準.....                         | p. 11～14 |
| ※裁量階層.....                         | p. 15    |
| ④ 申込受付から入居までの流れ.....               | p. 16～19 |
| ⑤ 一般募集・再募集予定月.....                 | p. 20    |
| ⑥ 中丹・丹後地域 主な府営住宅所在地・位置図.....       | p. 21～22 |
| ○民間賃貸住宅等への入居支援のご案内.....            | p. 23    |
| 〈別紙〉○府営住宅等入居申込書                    |          |
| 〈別紙〉○申込者(入居者)及び同居親族の状況申立書 ○自活状況申立書 |          |

## 京都府府営住宅から暴力団員を排除します！

(申込に際して、暴力団員でないことの誓約と入居者資格について関係機関への照会に同意していただきます。)

京都府では府営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、京都府府営住宅条例に基づき、府営住宅からの暴力団員排除に取り組んでいます。

### ○暴力団員

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する者

### ○新規申込者

申込者(入居者)又は同居親族が暴力団員である場合は入居を認めない。

### ○同居許可・使用承継

同居させようとする者、使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は許可しない。

### ○既入居者

暴力団員であることが判明したときは、明渡し請求を行う。

# 1

## 申込の手順

### ① 申込資格を確認する

- ・ ①申込資格 (p. 4～5)
- ・ ②申込時の注意点 (p. 5)
- ・ ⑦収入基準 (p. 11～14)

### ② 申込団地を選ぶ(1戸)

- ・ 再募集住宅一覧 (p. 3～3-1) から申し込む住宅1戸を選び申込書に団地番号を記入します。
- ・ 「一般募集」の中で2戸以上申し込むと、全て無効になります。
- ・ 「一般募集」1戸のほかに「特定目的による優先入居募集」1戸は同時に申込できますが、その場合、申込書を2部用意してください。
- ・ 申込団地は団地番号で判断します。記入漏れ、誤りがないようにしてください。

### ③ 申込方法を選ぶ

#### 【郵送】

京都府住宅供給公社ホームページから募集案内書・状況申立書を印刷し、必要事項を記入のうえ郵送してください。(封筒はご自身で準備してください。)

#### 【電子申請】

右記コードから京都府ホームページにアクセスし、必要事項を入力してください。



### ④ 書類を作成し、提出する

#### 【郵送】

「申込書の書き方」(p. 6)等をよく読み、記入漏れや不備がないように記入のうえ、受付期間内(必着)に郵送してください。

#### 【電子申請】

必要事項を入力の上、受付期間内に送信してください。

受付期間：令和6年12月6日(金)～12月13日(金)

#### 【郵送】(郵送先：募集案内書表紙参照)

- ◎受付期間内必着
- ※受付期間外に到着した場合、申込は無効となります。

#### 【電子申請】

- ◎受付は最終日の16時まで
- ※締切後は入力・送信ができなくなります。

※郵送と電子申請の両方で申し込まれると、失格になる場合があります。

## 2

## 再募集する住宅

| 空 家               |     |      |
|-------------------|-----|------|
| 一般募集              |     |      |
| 府 営 住 宅           | 6 戸 | 6 団地 |
| 特定目的による優先入居募集     |     |      |
| 子育て世帯向け入居期限付き優先入居 |     |      |
| 府 営 住 宅           | 1 戸 | 1 団地 |
| 合 計               | 7 戸 | —    |

○中丹・丹後地域とは綾部市・福知山市以北の京都府北部地域のことです。

※募集する空家は、建設以来相当の年数を経過したものもあり、生活に支障のないよう各部の破損や動作不良の整備、汚損部分の美装について対応しているところですが、すべてが新しくなるものではありませんので、ご理解・ご了承の上、申込をお願いします。

## ◆ 再募集住宅一覧

令和6年10月募集の再募集

### ○一般募集

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要です。

| 種別   | 所在地  | 団地番号 | 団地名(型別)   | 建設年度 | 団地戸数 | 募集戸数 | 収入基準                               | 家賃月額(円)          | 間取り  | 面積(m <sup>2</sup> ) | 予定階数 | エレベータ         | 備考 |
|------|------|------|-----------|------|------|------|------------------------------------|------------------|------|---------------------|------|---------------|----|
| 府営住宅 | 舞鶴市  | ①    | 清美が丘(3K)  | S46  | 213  | 1戸   | ① 8,600~12,800<br>② 8,600~14,600   | 6 / 4.5 / 4.5/K  | 42.8 | 簡耐2階建               | —    | 浴槽無し<br>単身入居可 |    |
|      |      | ②    | 高迫(3DK)   | S55  | 80   | 1戸   | ① 16,500~24,700<br>② 16,500~32,500 | 6 / 6 / 4.5 / DK | 56.8 | 4階                  | —    |               |    |
|      | 山福知市 | ③    | 西佳屋野(3DK) | S54  | 48   | 1戸   | ① 16,100~24,000<br>② 16,100~31,700 | 6 / 6 / 4.5 / DK | 56.8 | 2階                  | —    |               |    |
|      |      | ④    | 網野(2DK)   | H12  | 65   | 1戸   | ① 19,500~29,100<br>② 19,500~38,400 | 7 / 6(板) / DK    | 58.2 | 3階                  | 有    | 有料月極駐車場有      |    |
|      | 後京丹市 | ⑤    | 石田(3DK)   | H5   | 60   | 1戸   | ① 18,300~27,300<br>② 18,300~36,000 | 6 / 6 / 4.5 / DK | 61.9 | 3階                  | —    | 有料月極駐車場有      |    |
|      |      | ⑥    | 立町(3DK)   | S63  | 52   | 1戸   | ① 17,800~26,400<br>② 17,800~34,900 | 6 / 6 / 4.5 / DK | 64.7 | 3階                  | —    | 有料月極駐車場有      |    |
|      |      |      |           |      | 合計   | 6戸   |                                    |                  |      |                     |      |               |    |

- (注1) 家賃月額は、収入や住宅面積、建設年度、立地条件などにより毎年度算定します。  
また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって家賃が変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居案内時にお知らせします。)
- (注2) 収入基準欄の②は、裁量階層(p.15参照)に該当する世帯です。
- (注3) 間取り欄にある(板)とは、床材がフローリングや塩化ビニール貼等の洋室です。
- (注4) 備考欄に「浴槽なし」と記載された住戸以外は浴槽を設置しています。  
また、「浴槽なし」となっている団地は、浴槽を設置するスペースはありますが、浴槽・給湯設備等はありません。  
なお、入居者が設置した浴槽・給湯設備等は退去時に撤去していただきます。
- (注5) 備考欄に「有料月極駐車場有」と表示してある住宅には有料の駐車場を設置しています。空きがある場合は、入居決定後に別途申込んでください。
- (注6) 募集住宅の階数(予定)は予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。
- (注7) 備考欄に「単身入居可」と記載された住戸は、単身入居申込みが可能です。成年に限ります。  
また、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方も、住宅においてこれを受けることができる場合は申込資格がありますので、詳しくはご相談ください。  
なお、単身で申し込む方は必ず募集案内書末尾の「自活状況申立書」を提出してください。

○一般募集の申込は、団地番号①から⑥で1つしか申込できません。

## ○特定目的による優先入居募集

※特定目的による優先入居募集に申込されても、一般募集に別途申込することができます。

### ◇子育て世帯向け入居期限付き優先入居(京都府による子育て改修住戸)

～こどもを産み・育てやすい居住空間を備える住戸リノベーションを実施する住宅～

※リノベーション事業内容について(案内ページ <https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/r-bosyu.html>)

#### 1 子育て世帯向け入居期限付き優先入居の申込資格

- 子育て世帯向け住宅の募集は、子育て支援、多様な年齢階層の世帯の入居の促進、府営住宅等の有効活用の観点から、入居期間を限って入居することができる期限付き入居制度を導入し、子育て世帯の居住を支援するものです。
- この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格(詳しくは4ページをご覧ください)が必要となるほか、3人以上世帯で、**入居日(令和7年5月上旬頃以降)時点で小学6年生以下(12歳以下)の者がいる世帯**であることが必要です。

#### 2 入居期間の定め

- 入居期間は、入居日時点の末子が18歳に達する年度の3月31日までとします。
- 入居期間満了日時点で、18歳未満の者があり、3人以上世帯で、かつ、府営住宅の入居者資格(収入要件等)を充たしていれば、再入居決定により、その時点の末子が18歳に達する年度の3月31日まで継続して居住することができます。

#### 3 入居期間満了後の対応

- 入居期間満了日の2年前から、当該時点で府営住宅の入居者資格(収入要件等)を充たしていれば、他の府営住宅の募集に申込みすることができます。また、団地内外の空家があれば、入居期間満了予定者を対象に優先募集を行います。
- 入居期間満了による退去においても、引越費用は入居者の負担となります。

#### 4 その他留意事項

- 以下の募集住宅においては、今年度改修を行い、令和7年2月末頃に竣工予定となっております。そのため、他の募集府営住宅と入居時期が異なりますので、ご注意ください。入居時期は、5月上旬頃を予定しております。

#### 5 子育て世帯向け入居期限付き優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

| 種別   | 所在地 | 団地番号 | 団地名 | 型別   | 団地戸数 | 募集住戸 | 収入基準 | 改修後家賃月額(円)      | 間取り               | 面積(m <sup>2</sup> ) | 予定階数 | エレベータ | 建設年度       | 備考   |
|------|-----|------|-----|------|------|------|------|-----------------|-------------------|---------------------|------|-------|------------|--|
| 府営住宅 | 綾部市 | ⑦    | 上野  | 2LDK | 72   | 1戸   | ①    | 23,300 ~ 34,800 | 6.5(板)・6.5(板)・LDK | 63.6                | 1階   | -     | H5, H6, H8 | 申込資格3人以上世帯<br>5月上旬頃入居可能<br>改修後家賃については(注3)をご覧ください。<br>有料月極駐車場あり |
|      |     |      |     |      |      |      | ②    | 23,300 ~ 45,900 |                   |                     |      |       |            |  |

(注1)家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。

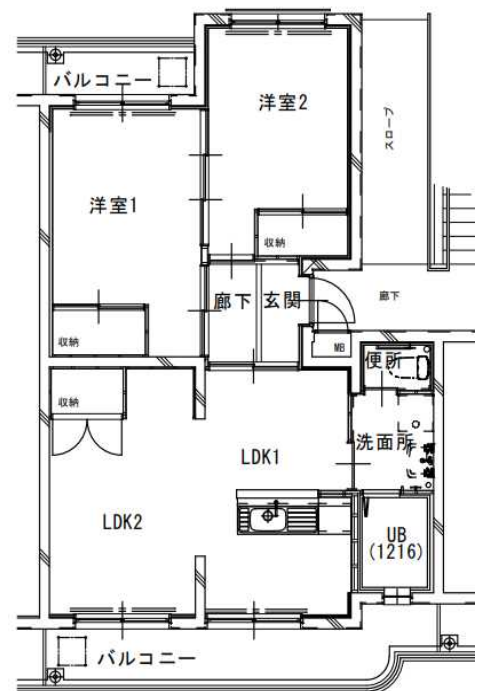
家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。

(注2)収入基準の欄の②は、裁量階層(11ページ参照)に該当する世帯です。

(注3)現時点での算定のため、今後増減の可能性あり。当選者には、正式な家賃額を別途通知します。

(注4)参考間取り図は以下を参照ください。(今後改修工事を行うにあたり、変更となる場合があります。)

#### <改修後参考間取り図>



(問い合わせ先)  
京都府住宅課管理・調整係  
連絡先: 075-414-5366

# 3

## 申込資格と申込方法

※特に指定のない場合は、申込日現在の条件・状態が申込資格の判断基準になります。  
 ※年齢は誕生日の前日の午前0時に加算されます。

### 1

### 申込資格

※入居までにこれらの条件が1つでも欠けたときは、入居できない場合があります。

#### 1 申込者に現在同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻と同様の関係にある配偶者又は婚約者を含む。以下同居親族という。）があること。

- 入居の際は申込者及び同居親族全員が同時に入居できること。
- 申込後、申込書記載の同居親族の変更は認められません。
- 同居親族が婚約者である場合は、期限までに婚姻届を提出する者に限ります。(p. 5 参照)
- 婚約者が変わった場合は、申込を無効とします。
- 家族を不自然に分割・同居等の申込は認められません。
  - ・ 特別の事情がない限り、兄弟のみの入居、祖父母と孫のみの入居及び父母や夫婦の分離等は認められません。
  - ・ 配偶者以外の別居親族との同居予定での申込は認められない場合があります。
- 事実婚の配偶者については、住民票などにより確認できること。(続柄が未届の夫又は妻)
- 未成年のみの世帯等、一般に契約を結ぶことができない年齢にある場合は申込ができません。
- 原則として、公営住宅(府営住宅・市営住宅等)の名義人は申込ができません。また、同居することもできません。

#### 2 現在住宅に困窮していることが明らかな者であること。

原則として以下のいずれかの「住宅困窮理由」に該当することが必要です。  
 その他、住宅困窮として認められる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

| 住宅困窮理由 | 状況  | 留意点   |
|--------|---|---|
| 住宅狭小   | 家族構成等も考慮した上で、現在の住宅が狭小で不適當な居住状態にあると認められる場合     | 世帯の構成人数と年齢による基準がありますので、事前にお問い合わせください。   |
| 高家賃    | 現在の住宅の家賃が、収入に比して高い場合                          | 家賃には、共益費、駐車場代及び保険代等は含まれません。<br>生活保護受給者のうち、家賃月額又は更新料の支払いに自己負担額(住宅扶助費との差額)が発生する方は対象となります。<br>確定申告で、自宅の家賃全額が地代家賃経費に認められている場合は対象となりません。現在の住宅の家賃が申込先の府営住宅の家賃より高い方が対象となります。 |
| 結婚     | 期限までに婚姻届を提出される方、あるいは婚姻届提出後1年以内の方で住宅に困窮されている場合 | 婚姻届を提出されていない方は、期限までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。  |
| 立退き要求  | 家主から立退きの要求を受け、適当な移転先がないため住宅に困窮している場合          | 家賃滞納やトラブル等、自己の責めによる立退きの場合は対象となりません。   |
| 生活整備不便 | 専用の台所、洗面所、トイレ及び浴室のうち、どれかひとつでも欠けている住宅に居住している場合 | 老人ホームや会社の寮等にお住まいの方は対象となりません。<br>故障、老朽化及び生活環境による理由は対象となりません。<br>洗面所が無い府営住宅に申込する場合は、生活設備不便(洗面所無)の対象となりません。  |



- 3 現在京都府内に住所又は勤務場所があること。
- 4 申込者及び同居親族の収入(所得)の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入(所得)の範囲内であること。(詳しくはp. 11～14の収入基準をご覧ください。)
- 5 申込者又は同居親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員)でないこと。  
※入居者資格については、関係機関に照会します。
- 6 自家所有者でないこと。ただし、一定の条件を満たした場合を除く(下記② - 2 参照)。

## 2

### 申込時の注意点

- 1 次のような場合は、申込をされても失格となります。
  - 1) 申込書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき。
  - 2) 事実と違うことを書いて申し込んだとき。
  - 3) 当選後、住民票、課税証明書(所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの)、その他京都府が指定した必要書類を提出されないとき。
- 2 自家所有者の申込  
自家所有者は、原則として申し込むことはできませんが、売却等により自家所有者でなくなる場合は申し込むことができます。ただし、当選後期限内に下記の書類提出が必要です。  
・所有権移転登記後の登記簿謄本、又は(競売)売却決定通知書  
※令和7年1月14日(必着)までに提出されないと失格になります。
- 3 婚約者との申込  
令和7年1月14日(必着)までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。
- 4 離婚協議中の申込  
夫婦を分離しての申込は原則としてできませんが、現在離婚協議中の方は、申し込むことができます。  
ただし、令和7年1月14日(必着)までに離婚届受理証明書を提出されないと失格になります。  
(注) 裁判所から保護命令が出されている等のDV被害者の方はご相談ください。
- 5 その他京都府が指定した必要書類  
上記2～4同様の提出期限となります。

## 3

### 郵送申込時の必要書類

すべての必要事項を記入のうえ、受付期間内(必着)に郵送してください。

○府営住宅等入居申込書(原本) [全員提出してください。]

※必ず今回の申込書を使用してください。

○申込者(入居者)及び同居親族の状況申立書(原本) [全員提出してください。]

○自活状況申立書(原本) [単身の方のみ提出してください。]



## 4

## 申込書の書き方

- 1 各欄に記入のないもの、記載内容が不明瞭なものや、事実と異なった記入をした場合は、申込が無効となります。特に申込者の現住所・氏名・同居親族の氏名・希望別団地番号・住宅困窮理由等は必ず正確に記入してください。
- 2 **A票**「**現住所**」は申込受付時に住んでいる住所を記入してください。アパート・寮等に住んでいる方はその名称及び部屋番号を、また、親・親族の家に同居・他人の家に間借り等をしている方はその家の世帯主名を（〇〇〇〇様方）と記入してください。（現住所が住民票と違う場合は、必ず事前に電話でご相談ください。）
- 3 **A票**「**勤務先の所在地**」は現在通勤している事業所の住所を記入してください。例えば営業所勤務の場合は、営業所の住所を記入してください。（一時的な通勤先は除く。）
- 4 **A票**「**入居者及び同居親族**」欄は、府営住宅に入居を希望される方の氏名・ふりがな・続柄・生年月日・年齢・性別・職業（無職の場合は空白ではなく“無職”と記入）・1年間の所得額・同居別居の別（婚約者以外で別居している方がいる場合は必ず事前に電話でご相談ください。）等を正確に記入してください。  
また、婚約者の場合は続柄を“婚約者”と記入してください。  
外国人の方は在留カード記載の通りの氏名とそのふりがなを記入してください。また、通称が記入できるのは住民票に通称が記載されている場合のみです。
- 5 **A票**「**1年間の所得額**」欄は収入基準（p. 11～14）の説明をよく読んで記入してください。
- 6 **A票**「**現住所の使用関係**」欄の「**自家**」とは、申込者及び同居親族が所有権を有する建物（持ち家）、「**借家**」とは一戸建てまたは連棟（長屋）の賃貸住宅、「**アパート**」とは賃貸の集合住宅、「**間借**」とは他人の家に同居、「**同居**」とは親族の家に同居、「**UR（旧公団）住宅**」とはURの賃貸住宅、「**公営**」とは府営住宅・市営住宅等のことをいいます。その他に申込者及び同居親族以外の名義の住宅等に居住されている場合は「**その他**」に丸印を付けて「（ ）」の中に具体的に記入してください。
- 7 **A票**「**入居を希望する住宅等**」欄の「**型別**」は、p. 3表内「**団地名（型別）**」欄の2DK・3DK等の表示を記入してください。
- 8 **B票**「**住宅困窮理由**」欄はp. 4の 2 を参照してください。（未記入の場合は、申込が無効になります。）
- 9 婚約者と申込をする方は**H票**の「**婚約証明**」欄も必ず記入してください。
- 10 **C票**「**現在お住まいの住宅の状況**」欄の「**借家・アパート等の借主（名義人）の氏名**」は自宅の賃借人を記入してください。申込者が賃借人の場合は「**申込者との続柄**」は“本人”と記入してください。

5

申込書の記入例

A票

令和6年10月募集の再募集（中丹・丹後地域）

府営住宅等入居申込書

京都府知事様  
京都府住宅供給公社理事長様

令和6年12月 6日

現住所が住民票と違う場合は、必ず事前に電話でご相談ください。

ふりがな じゅう たく た ろう  
氏名 住宅太郎

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とさせていただきます。及び申込者又は同居し、同居する親族が現在暴力団員ではないことを誓約し、なおかつお申し込みます。また、入居者資格について関係機関への照会に同意し

アパート名・部屋番号まで  
ご記入ください。

|                       |  |   |                       |                                       |                |             |                  |       |  |
|-----------------------|--|---|-----------------------|---------------------------------------|----------------|-------------|------------------|-------|--|
| 申込者                   | 現住所  | 〒000-0000<br>〇〇市〇〇〇町▽▽▽番地<br>■ ■ ■ マンション ◆ 棟 ◆ ◆ ◆ 号                    |                       | 携帯電話 090-1234-XXXX<br>電話 0773-21-◆◆◆◆ |                |             |                  |       |  |
|                       | 氏名   | 住宅太郎  | 生年月日<br>(年齢)          | 昭和 〇〇年〇〇月 〇〇日生 (〇〇歳)                  |                |             |                  |       |  |
|                       | 勤務先<br>の名称<br>所在地                                  | 〈派遣先〉住宅供給 株式会社 〇〇営業所<br>〇〇市〇〇〇町△△△番地<br>〈派遣元〉住宅派遣(株)京都支店<br>京都市〇〇区△△△番地 |                       | 電話 0773-☆☆☆-☆☆☆☆                      |                |             |                  |       |  |
| 入居者<br>及び<br>同居<br>親族 | 氏名   | 続柄  | 生年月日<br>(年齢)          | 性別                                    | 職業             | 1年間の<br>所得額 | 同居・別居<br>の別 (現在) | 備考    |  |
|                       | 住宅太郎   | 本人  |                       | 男                                     | 派遣社員           | 〇〇〇〇〇〇円     |                  |       |  |
|                       | 花子   | 妻   | S 〇〇年〇月〇日生<br>( 〇〇歳 ) | 女                                     | 無職             |             | 同居・別居            |       |  |
|                       | 一郎   | 長男  | H 〇〇年〇月〇日生<br>( 〇〇歳 ) | 男                                     | アルバイト<br>(高校生) | 〇〇〇〇〇〇円     | 同居・別居            |       |  |
|                       | 二郎   | 二男  | H〇〇年〇月〇日生<br>( 〇〇歳 )  | 男                                     | 無職<br>(中学生)    |             | 同居・別居            |       |  |
|                       |  |   |                       | 年 月 日生<br>( 歳 )                       |                |             |                  | 同居・別居 |  |
|                       |  |   |                       | 年 月 日生<br>( 歳 )                       |                |             |                  | 同居・別居 |  |
| 現住所の<br>使用関係          | 自家・借家・ <u>アパート</u> ・間借・同居・UR住宅・公営・その他 ( )<br>(旧公団) |   |                       |                                       |                |             |                  |       |  |
| 希望別<br>別              | 団地番号   | 団地名   | 型 別                   | 種 別                                   |                |             |                  |       |  |
|                       | ②  | 高迫  | 3DK                   | <u>府営住宅</u>                           | 特定公共賃貸府営住宅     | 特別賃貸府営住宅    |                  |       |  |
| ※<br>申込受付番            | 1つの番号のみ記入してください。<br>2つ以上の番号を記入した場合は、<br>全て無効になります。 |   |                       |                                       | 号              |             |                  |       |  |

実際の勤務先を記入してください。  
複数の勤務先がある場合は  
全部記入してください。

記載は、省略しています。  
(注) ボールペンで記入してください (消せるボールペンは不可)。

## 6

## 当選後の必要書類

当選者には改めて当選通知で必要書類をお知らせしますので、期限日までに必ず提出してください。

**当選後の必要書類**（詳細は当選通知を確認してください。）

- 申込者及び同居親族全員の世帯全員の住民票（原本）
- 申込者及び同居親族全員（義務教育修了以上）の令和5年度課税（非課税）証明書（原本）
- 収入（所得）を証明する書類（p. 8～9参照）  
申込受付時に収入のある方全員について提出してください。
- 収入（所得）のないことを証明する書類（p. 10参照）  
申込受付時に収入のない方全員（義務教育修了以上）について提出してください。
- 生活保護を受けている方は、直近の生活保護受給証明書（原本）（p. 10参照）
- 支援給付を受けている方は、直近の支援給付受給証明書（原本）（p. 10参照）
- 障害のある方は、障害者手帳の全ページ（写し）
- その他京都府が必要とする書類（当選通知でお知らせします。）

### 1 住民票

申込者及び同居親族全員の世帯全員の住民票（発行後3カ月以内）を提出してください。

住民票の交付を受ける場合は、「世帯主」又は「世帯主との続柄」の記載のある、本籍は省略した住民票（外国人の方は、「在留期間等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」も記載したもの）を請求してください。

府営住宅に同居しない親族と同居中の場合は、その同居親族全員の住民票も提出してください。

### 2 課税（非課税）証明書

申込者及び同居親族全員（義務教育修了以上）の令和5年度課税（非課税）証明書（市区役所・町村役場発行後3カ月以内、所得金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）を提出してください。

### 3 収入（所得）を証明する書類

申込受付時に収入（所得）のある申込者及び同居親族全員（義務教育修了以上）については、次表の区分による必要書類を提出してください。

ただし、生活保護扶助費・雇用保険金・労働災害保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。

### 給与所得のある方(アルバイト・パートを含む)の必要書

| 現在の勤務先                          | 証明期間                   | 証明書の種類                                   | 証明先                      |
|---------------------------------|------------------------|--|--------------------------|
| 令和5年1月1日以前から引き続き勤務している方         | 令和5年1月1日から令和5年12月31日まで | ●令和4年分給与所得の源泉徴収票(写し)<br>(印字されたものは証明印省略可) | 勤務先<br><br>(証明印押印のものに限る) |
| 令和5年中に1カ月以上休職された方               | 申込月の前月からさかのぼった1年間      | ●給与支払証明書(原本)                             | (証明印押印のものに限る)            |
| 令和5年1月2日以降に就職し、申込時まで1年以上勤務している方 | 申込月の前月からさかのぼった1年間      | ●給与支払証明書(原本)                             | 勤務先<br><br>(証明印押印のものに限る) |
| 就職してから申込時まで1年未満の方               | 就職した月から申込月の前月まで        | ●給与支払証明書(原本)                             | 勤務先<br><br>(証明印押印のものに限る) |

○給与支払証明書(原本)は、状況により提出を求める場合があります。

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額}-\text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12\text{カ月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$

○就職後まだ1カ月分の給与を支給されていない方は事前に京都府住宅供給公社(075-432-2018)に電話でお問い合わせください。

### 事業所得のある方の必要書

| 現在の事業                           | 証明期間                   | 証明書の種類                                | 証明先     |
|---------------------------------|------------------------|---------------------------------------|---------|
| 令和5年1月1日以前から引き続き営業している方         | 令和5年1月1日から令和5年12月31日まで | ●令和5年分の所得税の確定申告書(控)(税務署の受付印のあるもの)(写し) |         |
| 令和5年1月2日以降に開業し、申込時まで1年以上営業している方 | 申込月の前月からさかのぼった1年間      | ●営業実績証明書により「総収入-必要経費=所得」を月別に記入(原本)    | 本人による証明 |
| 現在の事業を開業してから、申込時まで1年未満の方        | 開業した月から申込月の前月まで        | ●営業実績証明書により「総収入-必要経費=所得」を月別に記入(原本)    | 本人による証明 |

○営業実績証明書(原本)は、状況により提出を求める場合があります。

○開業後1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額}-\text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12\text{カ月} = \text{推定年間総所得金額}$$

○開業後1カ月未満の方は事前に京都府住宅供給公社(075-432-2018)に電話で問い合わせてください。

### 年金収入(所得)のある方の必要書類

年金収入のある方は直近の年金通知書(はがき)等の写しを提出してください。

企業年金、年金基金、個人年金等の年金支払通知書(写し)も提出してください。

#### 4 収入(所得)のないことを証明する書類

##### 収入(所得)のない方の必要書類

申込受付時に収入(所得)のない申込者及び同居親族全員(義務教育修了以上)については、次の

①「無職無収入証明書」に掲げる証明書類を提出してください。

また、学生の方は次の②「在学証明」に掲げる証明書類をあわせて提出してください。

##### ①無職無収入証明書 (以下のうちひとつ)

最新年度の(非)課税証明書(原本) (p. 8の③と兼用可、収入額がないことがわかるもの)、退職証明書(退職後3カ月以内のもの)、雇用保険受給資格者証(受給中のみ)、離職票(離職後3カ月以内のもの)、生活保護受給証明書(原本、直近のもの)、支援給付受給証明書(原本、直近のもの)、民生委員による状況確認報告書又は無職証明書(原本、直近のもの)等

##### ②在学証明

- ・高校に在学中の方は学生証の写し(在学証明書の写しも可)
- ・大学・短大・各種学校等に在学中の方は在学証明書(原本)

#### 5 生活保護(支援給付)を受けていることを証明する書類

生活保護(支援給付)を受けている方は、直近の生活保護(支援給付)受給証明書(原本)を必ず提出してください。

また、住宅困窮理由(p. 4参照)のわかるものを提出してください。

## 7

## 収入基準

## 1 〔年間総所得金額による基準早見表〕

府営住宅の申込には、申込者及び同居親族（事実婚の配偶者又は婚約者を含む。）の全員の収入（所得）の合計が公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入（所得）の範囲内であることが必要です。その範囲とは以下の〔年間総所得金額による基準早見表〕のとおりです。

（単位：円）

| 種 別     | 収入基準      | 同居親族及び扶養親族（申込者を除く）  |                     |                     |                     |                     |                     |                     |
|---------|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
|         |           | 0 人                 | 1 人                 | 2 人                 | 3 人                 | 4 人                 | 5 人                 | 6 人                 |
| 府 営 住 宅 | ①         | 0<br>}<br>1,896,000 | 0<br>}<br>2,276,000 | 0<br>}<br>2,656,000 | 0<br>}<br>3,036,000 | 0<br>}<br>3,416,000 | 0<br>}<br>3,796,000 | 0<br>}<br>4,176,000 |
|         | 裁量階層<br>② | 0<br>}<br>2,568,000 | 0<br>}<br>2,948,000 | 0<br>}<br>3,328,000 | 0<br>}<br>3,708,000 | 0<br>}<br>4,088,000 | 0<br>}<br>4,468,000 | 0<br>}<br>4,848,000 |

（注）裁量階層（p.15参照）に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。7人以上の場合は、1人増加するごとに380,000円をそれぞれ加算してください。

次の①、②により、全員の申込時の収入（所得）を確認し、p.12～13の「2 『年間総所得金額の求め方』」、p.8～9の「3 収入（所得）を証明する書類」により計算してください。

## ①収入計算の対象となる所得（所得税法上、課税の対象となるもの）

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 給 与 所 得                    | 給与、俸給、賃金、賞与等（残業手当、家族手当、皆勤手当等を含む。）<br>ただし、通勤手当等の非課税所得を除く。           |
| 年 金 所 得                    | 厚生年金、共済年金、国民年金、企業年金、年金基金、個人年金等の課税対象となる年金。ただし、障害年金、遺族年金などの非課税所得を除く。 |
| そ の 他 の 所 得<br>（事業所得・雑所得等） | 事業所得（保険の外交などを含む。）、配当所得、利子所得などの所得（収入から必要経費を差し引いたもの）。                |

## ②収入計算の対象とならない所得

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 給 与 所 得 | 傷病恩給、退職所得 等             |
| 年 金 所 得 | 遺族年金、障害年金 等             |
| 保 険 金 等 | 雇用保険金、労働災害保険金、損害保険金 等   |
| そ の 他   | 生活保護扶助費、仕送り、譲渡所得、一時所得 等 |

- ・一時的な収入（おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの）は収入計算の対象となりません。
- ・婚約者が婚姻届提出の前日までに退職予定の場合に限り、婚約者の給与所得等は無しと判定します。この場合、申込書の備考欄に「〇年〇月〇日退職予定」と記入してください。



## 2 『年間総所得金額』の求め方

### 給与所得のある方(アルバイト・パートを含む)

- 次表によりp. 9「給与所得のある方の必要書類」を参照して「年間総収入金額」から「年間総所得金額」を算出してください。
- 2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。
- 1人2社以上勤務の場合は先に合算したのから算出してください。

#### 【年間総所得金額算出のしかた】

| 年間総収入金額                   | 年間総所得金額                |
|---------------------------|------------------------|
| 551,000円未満                | 0円                     |
| 551,000円以上～1,619,000円未満   | 年間総収入金額-55万円           |
| 1,619,000円以上～1,620,000円未満 | 106万9千円                |
| 1,620,000円以上～1,622,000円未満 | 107万円                  |
| 1,622,000円以上～1,624,000円未満 | 107万2千円                |
| 1,624,000円以上～1,628,000円未満 | 107万4千円                |
| 1,628,000円以上～1,800,000円未満 | 端数整理後の年間総収入金額×0.6+10万円 |
| 1,800,000円以上～3,600,000円未満 | 端数整理後の年間総収入金額×0.7-8万円  |
| 3,600,000円以上～6,600,000円未満 | 端数整理後の年間総収入金額×0.8-44万円 |
| 6,600,000円以上～8,500,000円未満 | 年間総収入金額×0.9-110万円      |

※端数整理の方法（年間総収入金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の場合のみ）  
年間総収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000をかけてください。

（例）年間総収入金額が2,859,999円の場合

$$2,859,999 \div 4,000 = 714.99\cdots$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000\text{円}$$

- 就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法  
$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12\text{カ月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$
- 令和4年1月1日以前から引き続き勤務している方で令和4年中に1カ月以上休職していない方は令和4年分給与所得の源泉徴収票の『支払金額』から上の算出方法で「年間総所得金額」を算出してください。

### 事業所得のある方

- 年間総収入金額から必要経費を控除した額が「年間総所得金額」です。p. 9「事業所得のある方の必要書類」を参照してください。
- 開業後1年未満の方の年間総所得金額の算出方法  
$$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12\text{カ月} = \text{推定年間総所得金額}$$
- 令和5年1月1日以前から引き続き営業している方で令和5年中に1カ月以上休業していない方は令和5年分所得税確定申告書(控)の所得金額の合計金額が「年間総所得金額」になります。



## 年金収入(所得)のある方

○次表により「年間年金総収入金額」から「年間年金総所得金額」を算出します。

○2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。

○1人2種類以上の年金のある場合は先に合算したのから算出してください。

### 【年間年金総所得金額算出のしかた】

| 受給者の年齢  | 年間年金総収入金額 (A)    | 年間年金総所得金額        |
|---------|------------------|------------------|
| 65歳未満の者 | 60万円以下           | =0               |
|         | 60万円を超え130万円未満   | (A)-60万円         |
|         | 130万円以上410万円未満   | (A)×0.75-27万5千円  |
|         | 410万円以上770万円未満   | (A)×0.85-68万5千円  |
|         | 770万円以上1,000万円未満 | (A)×0.95-145万5千円 |
| 65歳以上の者 | 110万円以下          | =0               |
|         | 110万円を超え330万円未満  | (A)-110万円        |
|         | 330万円以上410万円未満   | (A)×0.75-27万5千円  |
|         | 410万円以上770万円未満   | (A)×0.85-68万5千円  |
|         | 770万円以上1,000万円未満 | (A)×0.95-145万5千円 |

(注) 公営住宅の所得計算の特例により、給与及び年金所得額から、それぞれ10万円(それぞれ10万円未満の場合はその額)を控除します。

### 3 収入計算で控除する種類と控除額

控除対象者がいる場合は前記2により算出した額からそれぞれ下表に該当する控除額を差し引いた額が年間総所得金額となります。

| 種 類  | 要 件   | 控 除 額  |
|--|---|--|
| 同 一 生 計 配 偶 者 で<br>70 歳 以 上 の 者<br>老 人 扶 養 親 族 | 70歳以上の人   | 1人につき<br>10万円  |
| 扶 養 親 族  | 扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人   | 1人につき<br>25万円  |
| 障 害 者<br>(特別障害者を除く)<br>右の要件のいずれか<br>に該当すること    | イ 身体障害者手帳の交付を受けている人<br>ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人<br>ハ 精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された人<br>ニ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人  | 1人につき<br>27万円  |
| 特 別 障 害 者<br>右の要件のいずれか<br>に該当すること              | イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人<br>ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人<br>ハ 原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人<br>ニ 心神喪失の常況にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された人<br>ホ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人 | 1人につき<br>40万円  |
| 寡 婦  | 下記の「ひとり親」に当てはまらない人で、次のイ～ロのいずれかに当てはまる人<br>※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外<br>イ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人<br>ロ 夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人     | その者に<br>所得がある場合<br>27万円<br><br>〔その者の所得金額<br>が27万円未満の<br>場合はその金額〕 |
| ひ と り 親  | 現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で、次のイ～ロの全てに当てはまる人<br>※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外<br>イ 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がおり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと<br>ロ 合計所得金額が500万円以下であること                       | その者に<br>所得がある場合<br>35万円<br><br>〔その者の所得金額<br>が35万円未満の<br>場合はその金額〕 |

4 裁量階層（府営住宅申込収入基準が緩和される世帯）は、次に掲げる世帯です。

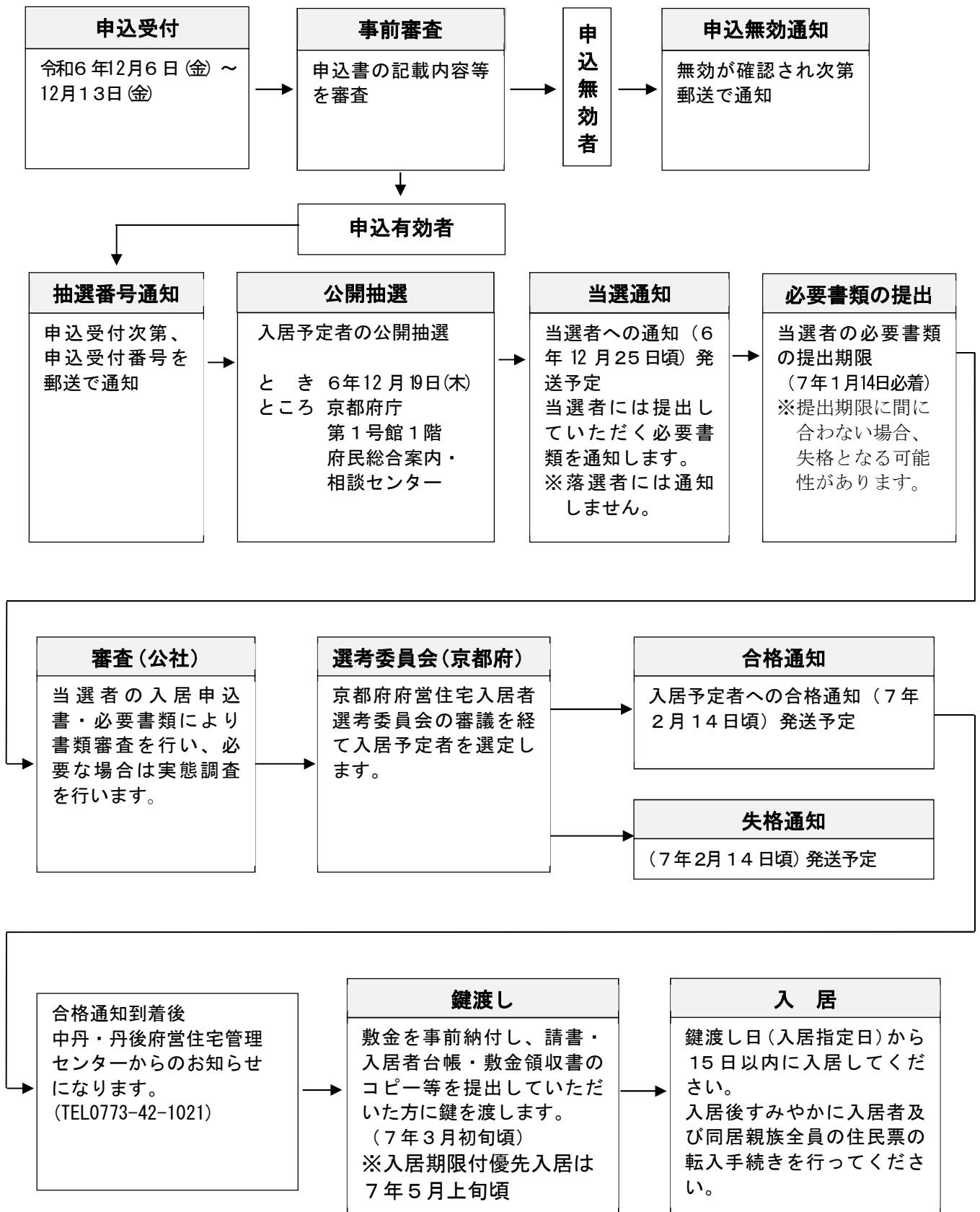
次のいずれかに該当する世帯については、〔年間総所得金額による基準早見表〕（p. 11）が府営住宅の収入基準欄②の金額となります。（入居できる収入の上限が引き上げられます。）

| 世帯区分           | 要件   | 必要書類(当選後提出)                      |
|----------------|--|----------------------------------|
| 障害者            | イ 申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合<br>(障害の程度が1級から4級まで)                                       | 身体障害者手帳の写し                       |
|                | ロ 申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合<br>(障害の程度が1級又は2級)                                     | 精神障害者保健福祉手帳の写し                   |
|                | ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者  | 療育手帳の写し                          |
| 高齢者            | イ 申込者が60歳以上で、同居親族の方が全員「18歳未満又は60歳以上」である場合<br>ロ 申込者が60歳以上の者(単身者)                          | 世帯全員の住民票                         |
| 戦傷病者           | 申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合(障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること)                              | 戦傷病者手帳の写し                        |
| 原子爆弾被爆者        | 申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合  | 医療特別手当証書又は特別手当証書の写し              |
| 引揚者            | 申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合(引き揚げた日から起算して5年以内に限る)   | 厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書(自立支度金)の写し |
| ハンセン病療養所入所者等   | 平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者                                   | 入所していたことを証明する療養所長の証明書            |
| 新婚世帯           | 今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満でかつ婚姻後1年未満の者がある場合<br>※夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。 | 婚姻届受理証明書等                        |
| 小学生以下の子どもがいる世帯 | 入居時点において、同居者に小学校6年生以下(入居後最初の4月1日時点で満13歳未満)の者がある場合  | 世帯全員の住民票                         |
| 多子世帯           | 今回の受付期間初日において、同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合   | 世帯全員の住民票                         |

(注) 裁量階層に該当していた世帯であっても、該当する必要条件が満たされなくなった場合は、〔年間総所得金額による基準早見表〕（p. 11）が府営住宅の収入基準欄①の金額となります。その場合は家賃月額が増加することがあります。

# 4

## 申込受付から入居までの流れ



◆ 申込書郵送先  
(p. 1 参照)

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町 104-2 (京都府庁西別館 2 階)  
京都府住宅供給公社 住宅管理課 中丹・丹後地域再募集担当 宛

●入居申込書と状況申立書を受付期間内必着で郵送してください。  
※なお、提出していただいた書類は返却できません。

◆ 事前審査

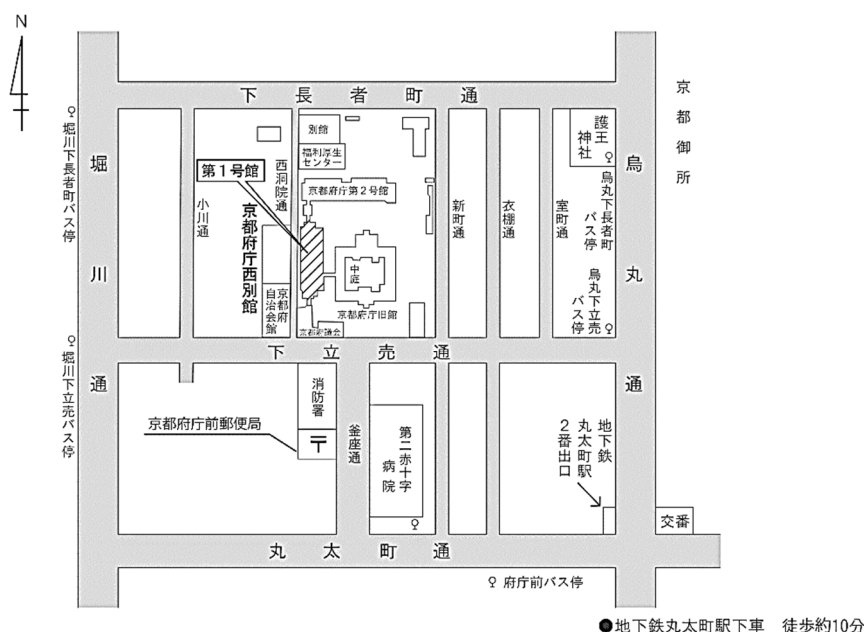
申込者全員について、公開抽選までに、入居申込書の記載内容等により審査します。

- ①申込有効者には、申込受付番号通知を発送します。
- ②申込無効者には、申込無効通知で理由を記してお知らせします。

◆ 公開抽選日  
及び会場

令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (木) 午前 10 時から午前 10 時 10 分頃まで  
(時間は前後する場合があります。)

京都府庁第 1 号館 1 階 府民総合案内・相談センター  
京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町



※ 来客用駐車場はありません。

- ①公開抽選は自由参加で、参加されなくても抽選結果には一切影響ありません。
- ②入居申込書に記入された希望別の団地番号に基づいて抽選を行います。
- ③抽選会場へのお問い合わせはご遠慮願います。
- ④抽選結果は 1 2 月 1 9 日 (木) 午後 3 時以降に当公社 (京都府庁西別館 2 階) 前及び京都府庁第 1 号館 1 階府民総合案内・相談センターに掲示し、当公社ホームページ (<https://kyoto-juko.jp/>) にも掲載します。  
また電話での照会は抽選日の午後 3 時から午後 5 時まで応じます。抽選日の翌日以降は午前 9 時から正午まで、午後 1 時～午後 5 時まででお願いします。照会電話番号：075-432-2018
- ⑤当選者には 1 2 月 2 5 日頃当選通知を発送します。落選者には通知しませんのでご了承ください。
- ⑥当選者に提出していただく必要書類(住民票等)は、当選通知でお知らせします。

- ◆ 審 査
- ①当選者の審査では、申込書の記載内容を証明していただくために、住民票、課税証明書等の必要書類を提出していただき、必要に応じて実態調査を行います。  
※なお、提出していただいた書類は返却できません。
  - ②住民票、課税証明書等の必要書類を提出しないとき、又は申込書の記載内容が証明できないときや虚偽であることが判明したときには、失格となります。（必要書類の提出期限は令和7年1月14日〈必着〉です。）
  - ③入居予定者は、京都府府営住宅入居者選考委員会の審議を経て京都府が選定します。  
（入居予定者への合格通知は、令和7年2月14日頃に発送予定です。）
  - ④入居予定者が、やむを得ず入居を辞退する場合は、鍵渡し前日までに電話連絡のうえ、辞退届を提出してください。なお、事前に入居辞退の連絡がなく、鍵渡しに欠席した場合は、鍵渡し翌日に入居予定者としての資格を失います。

- ◆ 入 居 予 定 の 時 期
- 令和7年3月初旬頃  
（整備工事の都合等により遅れることがあります。）
- ※「申込受付から入居までの流れ」（p. 16参照）を見て、入居の時期、書類の提出期限等を確認の上、申込をしてください。
- ※鍵渡しまでに府営住宅室内をご覧くださいことはできません。

## ◆ そ の 他

### 1) 緊急連絡先

入居にあたっては緊急連絡先の届出が必要です。詳細は、合格通知に同封する書類をよくお読みください。

#### ○ 緊急連絡先についての注意事項

- ①入居者及び緊急連絡先の個人情報について、管理上必要となる範囲で収集、利用、提供することに同意をお願いしており、この目的以外には使用いたしません。
- ②入居者の安否確認、事件・事故等の緊急時にご協力をお願いする場合がありますので可能な限り同居者以外の親族で連絡のつきやすい方を届け出てください。ただし、難しい場合は、親族以外の方又は法人その他の団体（福祉施設等）でも構いません。
- ③緊急連絡先はできるだけ2人届け出てください。ただし、難しい場合は、1人でも構いません。

※なお、令和2年4月1日以降、連帯保証人が不要となりました。

### 2) 敷金として家賃月額3カ月分を鍵渡しまでに納付し、鍵渡し時に領収書のコピーを提出していただきます。

日割り家賃が発生する場合は、別途期限までに納付してください。

### 3) 府営住宅には、無断で他の親族等を同居させることはできません。

### 4) 府営住宅では動物の飼育はできません。

※犬や猫などを飼いますと、なき声・臭い等で隣近所に迷惑をかけるので、絶対に飼わないでください。

### 5) 府営住宅を住まい以外の目的に使用することはできません。

### 6) その他府営住宅条例・規則及び京都府の指示に従わなければなりません。

府営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は自治会活動に積極的に参加していただきます。

特に、共用部分の清掃活動などへの参加については、入居者として当然の義務であり、積極的に参加してください。

また、階段の通路灯の電気料金など共同施設の管理運営に必要な共益費の負担が必要です。



# 5

## 一般募集・再募集予定月

〈令和6年度 一般募集予定月〉

各月募集案内書は、その前月下旬頃から役場等で配布する予定です。

|            |     |             |
|------------|-----|-------------|
| 令和6年<br>6月 | 10月 | 令和7年<br>2月※ |
|------------|-----|-------------|

※令和7年2月募集は1月31日から受付開始の予定

〈令和6年度 再募集予定月〉

一般募集とは募集案内書の入手方法が異なります。

募集案内書は、ホームページからご自身でダウンロードしていただくか、電話でお問い合わせいただいた方に送付いたします。

|            |    |     |
|------------|----|-----|
| 令和6年<br>4月 | 8月 | 12月 |
|------------|----|-----|

# 6

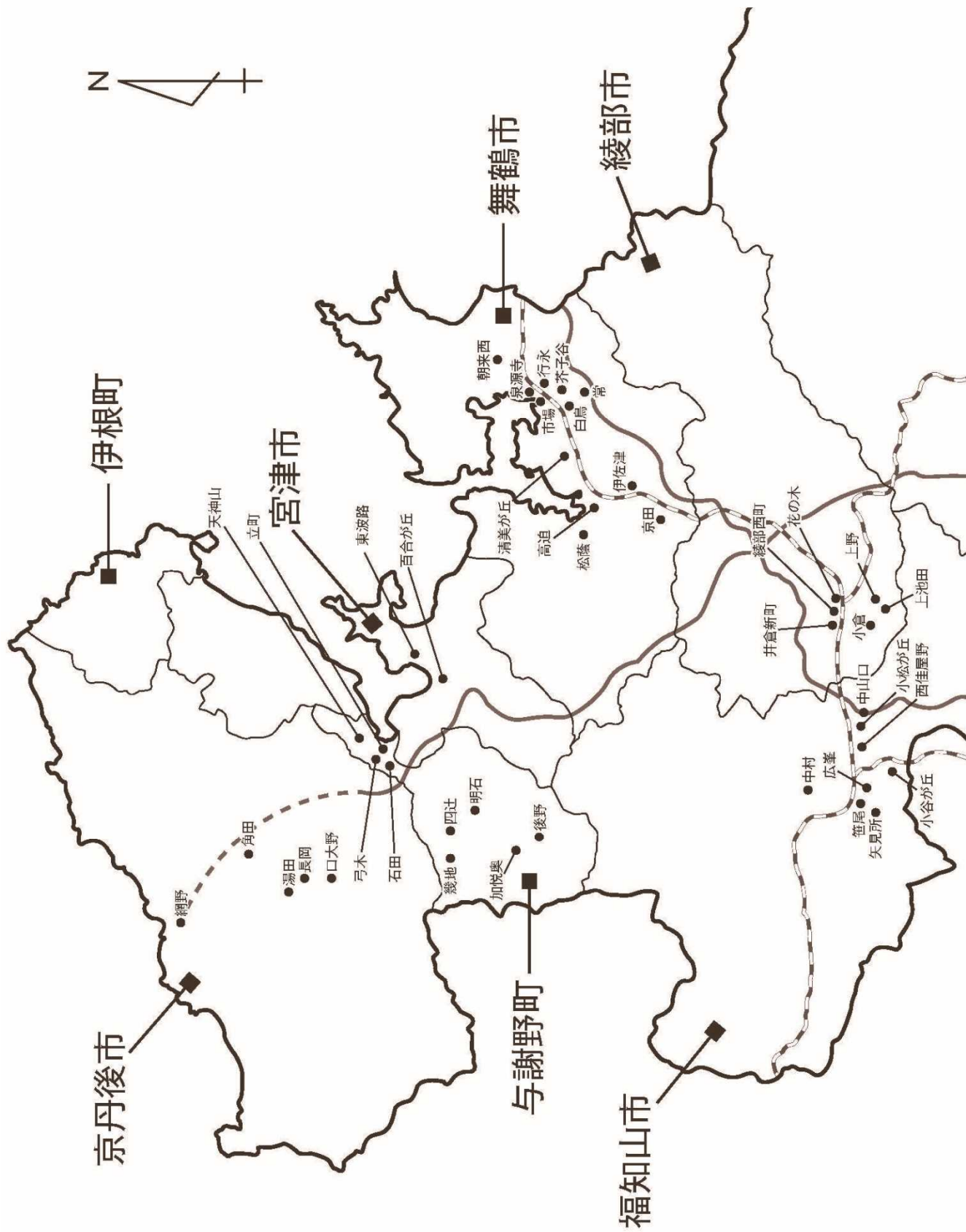
## 中丹・丹後地域 主な府営住宅所在地・位置図

| 建設年度      | 団地名          | 団地戸数 | 所在地             | 建設年度      | 団地名       | 団地戸数 | 所在地               |
|-----------|--------------|------|-----------------|-----------|-----------|------|-------------------|
| H5,6,8    | うえの野         | 72   | 綾部市上野町下池田       | H5,6,8,10 | こまつがおか丘   | 176  | 福知山市字前田小字カヤノ ほか   |
| S48~50    | お小倉          | 60   | 綾部市上野町小倉        | S62       | なかにやまぐち口  | 40   | 福知山市字前田小字中山口      |
| S51       | かみいけだ池田      | 13   | 綾部市上野町上池田       | S54       | にしきやの野    | 48   | 福知山市前田新町          |
| S55,56    | はなのみき木       | 24   | 綾部市綾中町花の木 ほか    | H4        | こたにがおか丘   | 16   | 福知山市字堀小字小谷        |
| S59~61    | あやべにしまち綾部西町  | 114  | 綾部市西町三丁目南大坪 ほか  | H26,30    | なかにむら村    | 75   | 福知山市字中            |
| H7,10     | いのくらしんまち井倉新町 | 76   | 綾部市井倉新町土ノ上 ほか   | H18,20    | ゆりあがおか丘   | 80   | 宮津市字滝馬小字横田        |
| S48~51    | あさくるにし朝来西    | 182  | 舞鶴市朝来西町         | H4        | ひがしは波し路   | 32   | 宮津市字波路            |
| H4~6      | せんげんし寺泉源     | 48   | 舞鶴市愛宕中町         | H17       | ゆただ田      | 30   | 京丹後市峰山町荒山小字下湯田    |
| H元        | いちばば場市       | 36   | 舞鶴市愛宕浜町         | H8,10     | ながおか岡長    | 50   | 京丹後市峰山町長岡小字荒木野 ほか |
| S63       | あきなが永行       | 30   | 舞鶴市行永東町         | H3        | くちおの野口大   | 54   | 京丹後市大宮町口大野小字管外 ほか |
| H30,R2    | けし子だに芥子谷     | 110  | 舞鶴市字行永小字芥子谷     | H12       | あみの野      | 65   | 京丹後市網野町網野小字福田後    |
| H14,18,19 | つね常          | 145  | 舞鶴市字常小字常 ほか     | H4,5,16   | すみ角だ田     | 54   | 京丹後市弥栄町堤小字角田 ほか   |
| H7,9,11   | しろとり鳥白       | 164  | 舞鶴市字森小字ムシウ ほか   | H15,18    | あけし石明     | 50   | 与謝野町字明石小字蔵ヶ崎      |
| S45~47    | きよみがおか清美が丘   | 213  | 舞鶴市清美が丘         | H4        | かやおく奥加悦   | 18   | 与謝野町字加悦奥小字馬場      |
| S55,56    | たかきこ迫高       | 80   | 舞鶴市字上安久小字高迫 ほか  | S56       | うしろの野後    | 24   | 与謝野町字後野小字西芋付      |
| H9,11     | いさづ津伊佐       | 95   | 舞鶴市字伊佐津小字大長瀬 ほか | H4,5,8    | いしだ田石     | 60   | 与謝野町字弓木小字宝蔵寺 ほか   |
| H3        | まつかげ松蔭       | 27   | 舞鶴市字松蔭小字嶋崎      | S57       | あきのき木弓    | 24   | 与謝野町字弓木小字松ヶ池 ほか   |
| S52,53    | きょうだ田京       | 83   | 舞鶴市字京田小字上ノ丁 ほか  | H12,14    | てんじんやま天神山 | 60   | 与謝野町字岩滝小字日ノ内      |
| H11       | ひろみね峯広       | 65   | 福知山市広峯町         | S62,63    | たてまち町立    | 52   | 与謝野町字岩滝小字野田       |
| H2        | やけんしよ所矢見     | 48   | 福知山市字天田小字矢見所    | H元,2      | いそし地幾     | 36   | 与謝野町字幾地小字岡ノ浦 ほか   |
| S48       | まむら尾笹        | 30   | 福知山市字天田小字矢見所    | H6,10     | よつむら辻四    | 36   | 与謝野町字四辻小字青田       |

※府営住宅所在地の洪水浸水想定区域については、各自治体のホームページ等の水害ハザードマップでご確認ください。

浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲と水深を示したものです。

中丹・丹後地域  
 主な府営住宅位置図



## 民間賃貸住宅等への入居支援のご案内

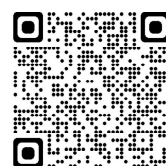
京都府居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、障害者、低額所得者、被災者などの住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため次のような制度があります。

### ①高齢者等入居サポーター

民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対し、各種制度の情報提供や助言を行う宅地建物取引業等の従業者をサポーターとして登録しています。

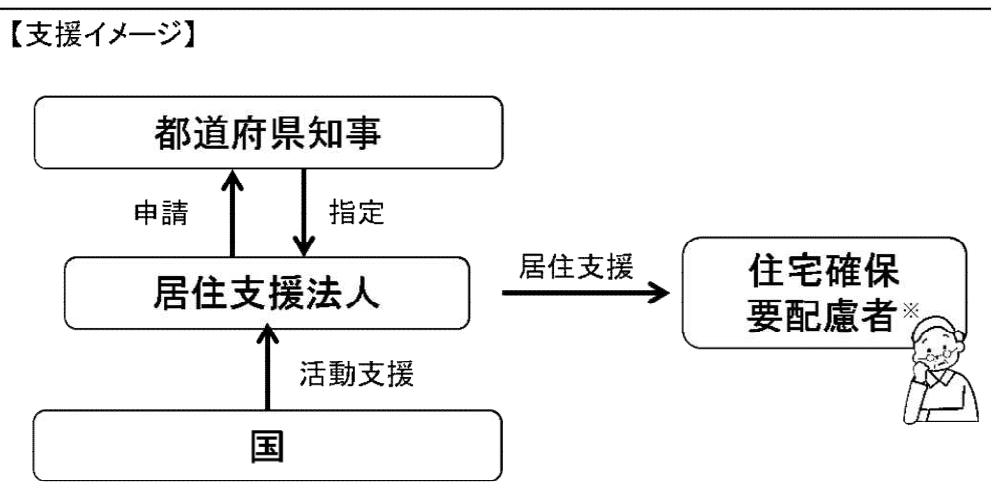
☞連絡先はこちら（高齢者等入居サポーター名簿をご覧ください）

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/kyjyusienkyougikai.html>



### ②住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証、賃貸住宅への入居等に関する情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援を行う法人を指定しています。



※高齢者、障害者、低額所得者、被災者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要するもの

☞連絡先はこちら（「居住支援法人をお探しの方へ」をご覧ください。）

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/safetynet/legal.html>



高齢者等入居サポーターや居住支援法人の名簿を御希望の方や、制度の詳細についてお知りになりたい方は京都府建設交通部住宅課（075-414-5358）にお問い合わせください。